

議十八 議二十九 議三十 議三十一 議三十二 議三十三 議三十四 議三十五 議三十六 議三十七 議三十八 議三十九 議四十
暮れの売り出し、またセタ等々を避けて行なうよう、よく打ち合わせながら今後工事を行なっていく。また流域下水道の見通しにつきましましては、三月十八日に神明社から昭島までが貫通式を行なうことができた。現在コンクリートの二重巻き工事を行っており、幹線は貫通したが、問題は処理場の稼動状況である。都下水道局の建設部長、多摩川上流流域下水道の本部長等においては、どうしても昭和五十三年三月ということで市民に納得してもらおうよう説明願いたい。また武蔵野幹線につきましましては、市の場合公共下水道として取り扱っており、かつ基地関係の排水については公共下水道の雨水幹線ということで、市では計画しているが、防衛庁側では基地の専用幹線との解釈をとっており、大蔵省並びに会計検査院でもそのような説明をしている。この件については再三防衛庁側に、これは公共下水道である、ということを行っているが、会計検査院等でそれを認めてくれない。現時点では市が折れて一般財源に繰り入れ、事業をしている現状である。

このような質疑応答の中で、本案につきましましては原案どおり可

決すべきものと決定した次第でございます。

よろしく委員会の決定どおり可決されますようお願いいたしました。補足説明といたします。

○議長（塩野鉄之助君） 以上で委員長長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行ないます。

○十番（松山清君） 今後の下水道事業会計なんですけれども、やはり今後この受益者負担金を軽減するために、国に対して二百五十ミリ以下の管に対する補助、また起債の増額を、これらのものについて、市長におきましては全力をあげて、これらの補助、また起債のワクを広げる、というそういう点について、一つ努力をしていただきたいと思えます。その点を一つ、私の要望でございます。

○議長（塩野鉄之助君） 以上で質疑を終わります。

○七番（宇佐美良時君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第三十一号については、討論を省略し、委員報告どおり可決されんことを望みます。

議二十九 議三十 議三十一 議三十二

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長 (塩野鉄之助君) おはかりいたします。ただいま宇佐美良時君から所定の賛成者を得て、本案は討論を省略し、委員会審査報告どおり可決されたいとの動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (塩野鉄之助君) ご異議なしと認めます。よって議案第三十二号昭和五十年年度福生市下水道事業会計予算は、委員会審査報告のとおり可決されました。

○議長 (塩野鉄之助君) 日程第八議案第三十二号昭和五十年年度福生市受託水道事業会計予算を議題といたします。

本案については厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長 小林菊三君登壇)

○厚生委員長 (小林菊三君) 審査報告をいたします。

福生市議会

(議案審査報告書朗読) 別添参照
引き続き、補足説明を申し上げます。

本予算は歳入の全額が、東京都からの受託事業収入として三億一千六百四十六万円、これを歳出において受託水道事業費として、浄水費、配水費、受託事業費、業務費、これらの水道管理費二億五百八十万円と水道改良費、水道建設費としての建設改良費が一億一千六十六万円でございますが、今後の管理設工事については、福東町会の都営住宅周辺や第六小学校周辺、志茂地区の一部等の埋設や連結工事が予定されているが、都においては部分的な工事の補正予算は組まないということであり、また総括的な工事を上らせているということであります。また当市としては新設道路を除きましては、この程度で市内の管理設は終わるものと予定しております。

なお、本予算には基地給水工事の分は含んでおらないが、国としては本年中に完了したい意向であり、いずれ補正で行なうことになるものと思う、このような説明等があり、結論としては全員異議なく原案のとおり可決した次第でございます。

何とぞ当委員会の決定どおりご可決くださるようお願いいたします。まして補足説明といたします。

○議長（塩野鉄之助君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。これより委員長報告に対する質疑を行ないます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） 以上で質疑を終わります。

○七番（宇佐美良時君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第三十二号については、討論を省略し、委員会報告どおり可決されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） おはかりいたします。ただいま宇佐美良時君から所定の賛成者を得て、本案は討論を省略し、委員会審査報告のとおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） ご異議なしと認めます。よって議案第三十二号

昭和五十年年度福生市受託水道事業会計予算は委員会審査報告のとおり可決されました。

○議長（塩野鉄之助君） 日程第九議案第三十三号市道路線の廃止についてを議題といたします。

本案については建設委員会に審査を付託してありますので委員長から報告を願います。

（建設委員長 大野行夫君登壇）

○建設委員長（大野行夫君）

（議案審査報告書朗読） 別添参照

以上でございます。

○議長（塩野鉄之助君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。これより委員長報告に対する質疑を行ないます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） 以上で質疑を終わります。

○七番（宇佐美良時君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第三十三号については、討論を省略し委員会報告により可決されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長 (塩野鉄之助君) おはかりいたします。ただいま宇佐美良時君から所定の賛成者を得て、本案は討論を省略し、委員会報告により可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (塩野鉄之助君) ご異議なしと認めます。よって議案第三十三号市道路線の廃止については、委員会審査報告のとおり可決されました。

○議長 (塩野鉄之助君) 日程第十陳情第一号 たびこ自動販売機購入助成に関する陳情書を議題といたします。

本件については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

福生市議会

(総務委員長 貫井喜代次君登壇)

○総務委員長 (貫井喜代次君) 審査報告をいたします。

(議案審査報告書朗読) 別添参照。

引き続きまして審査の概要をご報告申し上げます。

去る十三日の本会議第二日目において、当委員会に付託されました陳情第一号について、同日本会議終了後直ちに委員会を開催、さうそう審査に入ったわけですが、聞くところによりますと、五月一日からたびこの値上げがされるであろう、ということですが、かりに価格改定が実施されると、現在設置中の自動販売機は、いまでもなく使用不能となります。したがって改造なり、あるいは新規購入をしなければならぬことになり、その場合購入価格の三分の一程度を補助していただきたい、ということですが、ひるがえってそれでは、当市における自動販売機の設置状況はどうか、ということですが、一般店舗に六十四台が設置され、これのほとんどが、五品ものが多く、とのことでありました。

それでは六十四台が一体どの程度買い換え、あるいは改造するか、とい

うことになり、当日はまだ業者間においてもその点は不明であり、かつ担当課としてもこの陳情書が出されてから日も浅いので状況把握ができておらないということ、あるいは近隣の状況も見ること、ということ等から十三日の委員会では継続とし、引き続き去る二十日午前九時に再度審査を行なった次第であります。

まず一般に設置されている六十四台中買いかえる予定でいるものが四十台、また改造して使用したいと予定するものが二十台、残りの二台はこのいずれにするか現段階では不明ということでありました。

なお近隣の状況はどうかについては、青梅・秋川の二市は委員会審査では不採択、羽村町が継続審査、瑞穂町は価格改正による補助ということも加味して、当初予算にすでに計上済みであるということから、陳情書の提出はなされていない、ということでありました。このような現況であることを踏まえ、各委員から発言がかわされたわけでありますが、いずれにいたしましても、当委員会としましては、陳情書による購入価格の三分の一とか、買いかえの場合における耐用年数との関係あるいは現行の、これが補助金交付要項と改造買いかえ等

の問題があるものの、当市におけるたばこ消費税の増収対策の一環としてのかかわり合いもある問題でもあるとの意見が出され、これが採決の結果全会一致、本件は採択すべきものと決定いたしました次第でございます。

よろしく慎重ご審議いただき、当委員会報告どおり、ご決定くださるようお願い申し上げます。補足説明といたします。

○議長（塩野鉄之助君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。これより委員会報告に対する質疑を行ないます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） 以上で質疑を終わります。

○議長（塩野鉄之助君） おはかりいたします。陳情第一号に対する委員会の報告は採択と決定であります。本件は委員会報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） ご異議なしと認めます。よって陳情第一号は委員会報告どおり採択と決定いたしました。

○議長（塩野鉄之助君） 日程第十一議案第三十四号 福生市議会
委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

○議長（塩野鉄之助君） 朗読を省略し、本案について提案理由の
説明を求めます。

（一番 貫井喜代次君登壇）

○一番（貫井喜代次君） ご指名がございましたので、ただいま上程され
ました議案第三十四号 福生市議会委員会条例の一部を改正
する条例について、提案理由の説明を行ないます。

改正の要旨は市の組織条例の改正に伴うもの、及び委員会活
動の充実、並びに運営の効率化をはかうとするものであります。
条を追って説明申し上げます。第二条は常任委員会中厚生
委員会所管の中で「水道課」とあるのを「水道事務所」と改
めること。第三条では委員の任期を一年から二年とする。ほか国の行
政実例が変更されたことにより、委員の改選を任期前に行なえ
るように、これに伴う委員の任期の起算日を明確にさせたこと。次

に第五条は第三条に一項加わったため従来の第二項、この第二項は
補欠委員の任期の項でございますが、この二項を第三項とすること。
第十条は特別委員会の委員が辞任する場合、従来は議会の許
可を必要としておりましたけれども、これを改正して、議長の許可
があれば閉会中에서도辞任できるようにすること。附則としてこの条
例の施行日は、昭和五十年五月一日からとするが、第二条の改正規
定は、福生市組織条例の一部を改正する条例が施行された日
から施行するということであります。

なお本件については一月の二十日の全員協議会において、事務局
長より行政実例に基づく改正内容も説明されておることにも付け
加えて、提案説明を終わります。

何とぞ慎重ご審議いただき、原案どおりご議決いただきま
すようお願い申し上げます。説明といたします。

○議長（塩野鉄之助君） 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行ないます。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） 以上で質疑を終わります。

○七番（宇佐美良時君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第三十四号については、委員付託及び討論を省略し、原案のとおり可決されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） おはかりいたします。ただいま宇佐美良時君から所定の賛成者を得て、本案は委員付託及び討論を省略し、原案どおり可決されたい日の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） ご異議なしと認めます。よって議案第三十四号は、原案どおり可決いたしました。

○議長（塩野鉄之助君） 日程第十二議案第三十五号福生市議会会議規則の一部を改正する規則を議題といたします。

朗読を省略し、本案について提案理由の説明を求めます。

（十九番大野行夫君登壇）

○十九番（大野行夫君） 議案第三十五号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回改正の目的は、請願の受理について、議会開会中、閉会中を問わず、議長において受理できるようにするため改正をしようとするものであります。いままでは請願書が議会閉会中に提出された場合は、事務局等で保管し、次の定例会で受理するのが、正しい扱い方でありましたが、今回、自治省からの行政実例の変更により、閉会中でも受理できるようになり、随時住民の意思を議会に反映させることができるようになったわけでありますが、その機会を与えるかわりに、取り下げの手続きを明確にさせる必要があるので、会議規則第九十条の一部を改正し、第四項として請願者が請願書を撤回しようとするときは、会議の議題となったものを除き、議長の承認を得なければならない——という一項を加えようとするものであります。

以上簡単な説明でございますが、慎重に審議の上、原案どおりご決定くださるようお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。

○議長（塩野鉄之助君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行ないます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） 以上で質疑を終わります。

○七番（宇佐美良時君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第三十五号については、委員会付託及び討論を省略し、原案のとおり可決されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） おはかりいたします。ただいま宇佐美良時君から所定の賛成者を得て、本案は委員会付託及び討論を省略し、原案どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） ご異議なしと認めます。よって議案第三十五号は原案どおり可決いたしました。

○議長（塩野鉄之助君） 日程第十三議案第三十六号福生市税

賦課徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、本案について提案理由の説明を求めます。

（税務課長 島田猛君登壇）

○税務課長（島田猛君） ただいま議題とされました議案第三十六号、福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由と改正条例の内容についてご説明を申し上げます。市民多数におきましては、物価の高騰にあえぎ、また法人におきましては事業の伸び悩みに加え、その八〇％前後が市におきましては小規模法人であり、小額資本のものであります。この際で得る範囲の免税方策といたしまして、個人・法人の市民税均等割の税率の緩和を実施いたしたく、ここに提案を申し

上げた次第でございます。

改正の骨子といたしましては、現行の制限税率を標準税率とするものでありまして、その内容は、三十一條一項の個人均等割の三百円を二百円として、同条二項におきまして法人均等割中資本金一千万円以上につきましては、現行七千円を四千円とし、その他の法人につきましては、現行四千円の均等割を二千四百円と、それぞれ税率を引き下げようとするものでございます。附則におきましては、一条で施行日を定め、第二条の関係では、個人及び法人の均等割の適用日より定めたものでございます。

なお、この改正によりまして均等割の減収額は、後に補正予算で出てまいります。約二百五十八万円程度でございます。

このうち個人分で百五十八万八千円、法人分で九十九万二千円ばかりでございます。

何とぞ慎重に審査をたまわりまして、原案どおりご決定くださいますようお願い申し上げます。本案の説明を終わります。

○議長（塩野鉄之助君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行ないます。

○十番（松山清君） この議案については反対はしませんけれども、しかし、この法人の均等割について、福生の中におきましても十億以上の資本金の法人、そういうものの事業所が二十四社もある、こういう中で、こういうものを含めて均等割を標準税率にするわけですが、けれども、やはり今後、こういう大企業といわれるものについて、不均一課税をし、増収をはかるということも、市長の方が決断されることを強く要望しておく次第であります。

○議長（塩野鉄之助君） 以上で質疑を終わります。

○七番（宇佐美良時君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第三十六号については、委員会付託及び討論を省略し、原案のとおり可決されることを切望いたします。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） おはかりいたします。ただいま宇佐美良時君

から所定の賛成者を得て、本案は委員会付託及び討論を省略し、原案どおり可決されたいとの動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (塩野鉄之助君) ご異議なしと認めます。よって議案第三十六号は原案どおり可決いたしました。

○議長 (塩野鉄之助君) 日程第十四議案第三十七号昭和五十年度的福生市一般会計補正予算(第一号)を議題といたします。

朗読を省略し、本案について提案理由の説明を求めます。

(企画財政課長 上野重勝君登壇)

○企画財政課長(上野重勝君) それでは昭和五十年度的福生市一般会計補正予算(第一号)につきまして、内容について、ご説明を申し上げます。

本予算は、ただいま議決いただきました税条例の改正に伴います均等割の減収分、それから歳出におきましては原ヶ谷戸会館の

福生市議会

補助金二百二十万、あるいはまた中央商栄会の駐車場の補助金五十二万五千円等を加えまして、総額におきまして、先ほど議決いただきました当初予算六十三億四千四百八十五万六千円に二百四十二万円を補正いたしまして、総額を六十三億四千七百二十万六千円としようとするものでございます。二ページの内容についてご説明を申し上げます。

歳入におきましては、市税におきまして二百五十八万円の減収でございますが、これは先ほどの税条例の議決に伴うものでございます。次に繰越金におきまして五百万円を補正いたしまして、繰越金の総額を三千五百万円にしようとするものでございます。

歳出についてご説明を申し上げます。

まず総務管理費におきまして、二百二十万の追加でございますがこの関係につきましては、市長が当初の本年度の施政方針でも申し述べておりますように、会館等の補助金等につきまして、その改正をはかるということで、その具体的な内容といたしましては、これは四月一日から施行する予定になっておりますが、まず町内の会館等